フランス、ワイン醸造残渣の食品原料への活用を認める　トレーサビリティー規則は厳格化

11月13日付の命令で、食品原料メーカーに申告・管理の新規則を適用。直接飲用する飲料への使用は禁止される

2026年11月24日（火）



フランスは11月13日、ワイン醸造で生じる残渣の申告、監視、再利用に関する規則を改正する命令を出した。これにより、より厳格な報告・トレーサビリティー要件のもと、残渣を食品用途に利用する新たな経路が設けられた。

今回の措置は、醸造残渣の回収に関する申告・管理手続きを定めた2014年8月18日付の命令を改正

するものだ。新たな規定により、残渣は食品関連の新たな用途にも回せるようになり、ワイン生産過程で生じる廃棄物について、認められる回収方法の選択肢が広がる。

命令は、新たな回収方法について、事業者に改定後の手続きに沿った申告を義務付けている。フランス当局は、今回の変更は監督を強化し、制度の対象となる資材のトレーサビリティーをより正確に確保することを目的としていると説明した。また、衛生・環境規則が守られるよう、関係企業の実施条件や義務も定めている。

この措置により、食品原料メーカーも残渣の回収を認められる事業者に加わり、関連する管理義務の対象となる。こうした経路で製造された原料は、人が直接飲用する飲料には使用できず、新たな食品用途の明確な制限となっている。

この区分は飲料業界にとって重要だ。ワイン醸造の副産物に規制下での新たな受け皿を設ける一方、直接飲用する製品飲料への再利用は認めないためだ。ワイナリーにとっては、生産残渣の処理方法が広がり、従来は用途が限られていた資材から、将来的に新たな価値を生み出せる可能性がある。

フランスの規定は、今回の措置を監督の緩和とは位置付けていない。新たな利用先には、改定された申告規則、強化された管理、詳細なトレーサビリティーを求めている。この枠組みからは、残渣の再利用先を広げながら、その行き先や処理方法を厳しく監督するという規制当局の意図がうかがえる。

生産者、加工業者、コンプライアンス担当者にとって、規則の改定への対応に伴い、事務・業務の負担が増える可能性が高い。ワイン醸造残渣を食品原料に利用する企業は、申告制度に沿って手続きを行い、命令が定める衛生・環境要件を満たす必要がある。

今回の改正は、農業や食品加工の副産物を廃棄物としてのみ扱うのではなく、より幅広く活用する場を探る欧州の政策動向を反映している。フランスのワイン業界では、ワイナリーと原料メーカーの新たな連携につながる可能性があるものの、商業面への影響は、認可された加工ルートがどれだけ早く整備されるか、大規模利用を支える採算性があるかに左右される。